

# 望まない受動喫煙を防止するための取組チェックシート

## ○健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）

### <改正の趣旨>

- ① 望まない受動喫煙をなくす
- ② 受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮
- ③ 施設の類型・場所ごとに対策を実施



## ○第一種施設（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関・旅客運送自動車・航空機）

### 敷地内禁煙（2019年7月1日施行）

ただし、屋外※で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に喫煙場所を設置することができる。（特定屋外喫煙場所）

### <要件>

- ① 喫煙をすることができる場所が区画されていること
- ② 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること
- ③ 施設の利用者（職員を含む）が通常立ち入らない場所に設置すること

### ※施設の「屋内」及び「屋外」

「屋内」とは外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある場所であって、かつ側壁が概ね半分以上覆われているものの内部とし、これに該当しない場所については「屋外」となる。

✓	特定屋外喫煙場所を設置する際のチェック項目
	<p><b>喫煙場所と非喫煙場所を明確に区分できていますか。</b></p> <p>○パーテーション、柵、線、閉鎖型の建物（専用で作る場合、屋内には含まれません）                      ×支柱やカラーコーンを1～2つ置いただけであり、喫煙場所の範囲が不明確なもの</p>
	<p><b>喫煙することができる場所であることが認識できる標識を掲示していますか。</b></p> <p>厚労省 HP 「なくそう！望まない受動喫煙」 検索→標識イラストがダウンロード可能</p>
	<p><b>喫煙のために立ち入る場合以外には、利用者（職員を含む）が通常利用することのない場所に設置できていますか。</b></p> <p>例：建物の裏や屋上など</p>
	<p><b>特定屋外喫煙所から出た煙が、室内や近隣の建物に流入していませんか。</b></p>
	<p><b>安全管理に問題はありませんか。</b></p> <p>灰皿の管理（火災の危険）や利用者の安全面の確保（道路沿い、屋上を利用する場合等）</p>
	<p><b>原則、敷地内禁煙です。施設利用者の禁煙対策に取り組んでください。</b></p>



（厚労省 HP 参考標識）

以上、全てチェックとなるよう、取組をお願いします。

参考資料：H31.2.26付 厚生労働省通知「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について

「2019年度たばこ・アルコール対策担当者講習会」厚生労働省作成資料

令和元年10月1日 宮崎県日向保健所